

最低制限価格制度について

1. 制度の概要

あらかじめ最低制限価格を設定し、最低制限価格に満たない入札を行ったものを落札者とししない制度。

2. 対象の契約

一般競争入札及び指名競争入札に付する以下の契約

(ただし、低入札価格調査制度を適用するものを除く)

(1) 工事請負契約

(2) 測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査の業務委託契約

※予定価格を事前公表したものに限り

(3) 建築物清掃、建築物警備（機械警備を除く。）及び清掃の業務委託契約

3. 最低制限価格の設定方法

(1) 国の基準により算定した額（別表参照）または(2)当該入札の平均入札額（予定価格を超過した入札及び予定価格の70%未満の入札等を除いた入札のうち、平均±標準偏差の範囲内の入札額により算出。）のうちいずれか低い額を最低制限価格とします。ただし、建築物清掃、建築物警備（機械警備を除く。）及び清掃の業務委託については、(2)により算定した額を最低制限価格とします。

※上記金額が、予定価格の70%に満たないときは予定価格の70%とします。

また、予定価格の90%を超えるときは予定価格の90%とします。

【別表】

(1) の「国の基準により算出した額」は、次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①から④の額を合計したものです。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|----------------------|----------------|----------------|-------------------|-----------------|
| 工事請負 | 直接工事費 × 97% | 共通仮設費 × 90% | 現場管理費 × 90% | 一般管理費 × 55% |
| 測量 | 直接測量費 | 測量調査費 | 諸経費 × 48% | — |
| 建築設計・監理 建築設備設計・監理 | 直接人件費 | 特別経費 | 技術料等経費 × 60% | 諸経費 × 60% |
| 建設コンサルタント | 直接人件費 | 直接経費 | その他原価 × 90% | 一般管理費等 × 48% |
| 補償コンサルタント | 直接人件費 | 直接経費 | その他原価 × 90% | 一般管理費等 × 45% |
| 地質調査 | 直接調査費 | 間接調査費 × 90% | 解析等調査業務費 × 80% | 諸経費 × 45% |